

山梨県公報

第千五百八号

平成十六年

九月九日

木曜日

目次

道路の区域変更(二件)……………五八五

公告

平成十六年度製菓衛生師試験の実施……………五八五

松くい虫駆除命令内容の公表……………五八六

開発行為に関する工事の完了について……………五八七

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)……………五八七

換地処分の実施……………五八八

教育委員会

平成十七年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について……………五八八

公安委員会

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………五八九

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律附則第三項に規定する市町村の区域の指定の一部改正……………五八九

告示

山梨県告示第四百一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十六年九月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年九月九日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三九号

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
富士吉田市下吉田字法華堂五七七七番の二地先から 富士吉田市下吉田字新田五四九九番の一地先まで	九・〇	九・〇	九・〇 (メートル)	七〇・〇
	九・〇	九・〇		
	九・〇	九・〇	九・〇 (メートル)	八一・〇

山梨県告示第四百二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十六年九月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年九月九日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩山勝沼線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
塩山市大字牛奥字柚木一七四六番地先から 塩山市大字牛奥字ズイホウ一七五八番の一地先まで	四・六	四・六	四・六 (メートル)	一〇三・〇
	七・〇	七・〇		
	四・六	四・六	四・六 (メートル)	九七・〇

公告

●平成十六年度製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条第一項の規定により、平成十六年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成十六年九月九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 試験日時

平成十六年十一月二十四日（水）午前九時から正午まで

二 試験場所

甲府市丸の内一丁目五番四号 恩賜林記念館大会議室（舞鶴城公園内）

三 試験科目

1 衛生法規

2 公衆衛生学

3 食品学

4 食品衛生学

5 栄養学

6 製菓理論及び実技

四 受験資格

次のいずれかに該当する者

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者（旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則（昭和四十一年厚生省令第四十五号。以下「省令」という。）附則第二項で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者を含む。以下同じ。）であつて、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- 2 学校教育法第四十七条に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事したものの
- 3 製菓衛生師法の施行の際現に菓子製造業に従事している者（学校教育法第四十七条に規定する者を除く。）であつて、菓子製造業に従事した期間が、製菓衛生師法の施行の日において三年を超えているもの又は同法の施行の日後三年を超えるに至つたもの

五 受験願書の提出方法

住所地を所管する保健所に提出すること。ただし、山梨県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生業務課に提出すること。

六 受験願書の受付期間

平成十六年十月四日（月）から同月八日（金）までの山梨県の休日を含め、平成元年山梨県条例第六号に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、平成十六年十月八日までの消印のあるものは有効とする。

七 提出書類

- 1 受験願書
- 2 履歴書
- 3 四に掲げる受験資格を有する者であることを証明する書類
- 4 写真（出願前六月以内に撮影した名刺型（縦九センチメートル、横五・五センチメートル）、無帽、正面上半身のもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものの一枚）
- 5 第四条第一項の厚生労働大臣の定める基準により試験科目の免除を受けようとする者にあつては、当該免除を受ける資格を有することを証明する書類

八 受験手数料

九千四百円（受験願書に九千四百円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。）

手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかつた場合でも還付しない。

九 問い合わせ先

受験手続その他に関しては、最寄りの保健所又は山梨県福祉保健部衛生業務課（電話〇五五 二二三 一四八九）に問い合わせること。

● 松くい虫駆除命令内容の公表

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定により、次のとおり駆除命令を行うので、同条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により公表する。

平成十六年九月九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 区域及び期間

- 1 区域
 - 塩山市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を山梨県森林環境部森林整備課及び峡東地域振興局林務環境部に備え置いて縦覧に供する。）

2 期間

平成十六年九月二十九日から同年十月六日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行すべき措置の内容

1 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、当該樹木に薬剤を散布し、当該樹木を薬剤によりくん蒸し、又は当該樹木をばく皮したうえ、当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

2 松の伐採跡地であって、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布し、又は当該根株をばく皮したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

3 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布し、当該伐採木等を薬剤によりくん蒸し、又は当該伐採木等をはく皮したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 命令をしようとする理由

一の1の区域及びその周辺の松林において前年度中に松くい虫による被害が発生していること並びに本年度における気象条件及び松くい虫による被害の発生状況にかんがみ、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、一の1の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

五 その他必要な事項

1 三に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林病害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、峡東地域振興局を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、三により申請書を提出する場合は、この限りでない。

3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、峡東地域振興局を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、及び損失補償金を交付する。

4 知事は、三の1に規定する樹木、三の2に規定する伐採跡地又は三の3に規定する伐採木等を所有し、又は管理する者が、一の2に定める期間内に三に掲げる措置

を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

5 知事は、4の措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。
平成十六年九月九日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
南アルプス市上今諏訪字御勅使先七三、七一一の二、七一四の一、七三四の二、七三五の二、七三五の四、七三六の一、七三六の五、七三七の一、七三七の二、七三七の三、七三八の一、七三九の一、七四一の一、七四二、七四三の一、七四五の一、七四七、七四八の一、七五〇、七五一、七五二、七五三、七五三の二、七五四、七五五、七五六、七五七、七五八、七五九の一、七五九の四、七六〇の一、七六〇の三、七六一の一、七六三の四、七六三の五、七七四、七七四の二、七七六及び七七七の一の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市高畑一丁目十番四号 清水工機株式会社 取締役社長 清水太

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成十六年九月九日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町河東中島字上河原一三〇八の七、一三〇八の八、一三〇八の九及び一三一〇の四の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
	山梨県知事 山本 栄彦

水路

次の図のとおり

- （「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡昭和町河東中島千三百八番地一 深澤孝之

- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成十六年九月九日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡田富町東花輪字上西河原四三の一、四三の二、四三の四、四三の五、四三の六、四三の七、四三の八、四四の一、四四の二、四四の三、四四の四、四四の五、四四の六、四五の一、四五の三、四五の四、四五の五、四五の六、四六の五及び四六の六の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

- （「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び田富町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市緑が丘二丁目十三番三十五号 川口不動産コンサル株式会社 代表取締役 川口修時

- 換地処分の実施
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営圃場整備事業（須玉地区第二工区）の換地処分を平成十六年八月二十六日実施した。
平成十六年九月九日

山梨県知事 山本 栄彦

教育委員会

- 平成十七年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について
平成十七年度山梨県公立高等学校（甲陵高等学校及び大月短期大学附属高等学校を除く。）入学者選抜の基本事項を次のとおり定める。
平成十六年九月九日

山梨県教育委員会

委員長 金丸 康信

- 一 一般入学者選抜
出願期間
平成十七年二月八日（火）から同月十日（木）の午前九時から午後四時までとする。ただし、同月十日（木）は午前九時から正午までとする。
- 二 選抜方法
調査書及び学力検査の結果を総合して行う。
- 三 学力検査
1 検査期日
平成十七年三月三日（木）
2 検査教科及び配点
イ 検査教科は、国語（中学校学習指導要領の「書くこと」の領域を含む。）
社会、数学、理科及び英語（リスニング検査を含む。）の五教科とする。
ロ 配点は、各検査教科百点とする。ただし、理数科、英語科、文理科、国際教養科、全日制普通科（単位制）及び総合学科の選抜並びに普通科のコース指定については、検査教科の配点を変えて行う。
- 3 検査時間
国語は五十五分とし、社会、数学、理科及び英語は各四十五分とする。
- 四 入学許可予定者の発表
平成十七年三月十一日（金）の午前十一時
推薦入学
一 出願期間
平成十七年一月十四日（金）から同月十八日（火）の午前九時から午後四時までとする。ただし、同月十五日（土）及び同月十六日（日）を除き、同月十八日（火）は午前九時から正午までとする。
- 二 選抜方法
調査書、志願理由書、推薦書、面接及び各高等学校長等が定める検査を総合して

行う。

三 検査期日

平成十七年一月二十六日(水)及び同月二十七日(木)とする。ただし、志願者の状況によっては、同月二十八日(金)を含めて三日間とすることができる。

四 入学許可予定者の内定

平成十七年二月一日(火)付けて中学校長に内定通知書を送付する。

五 入学許可予定者の発表

一般入学者選抜の入学許可予定者と併せて行う。

再募集

一 出願期間

1 全日制課程

平成十七年三月十一日(金)の午後一時から午後四時まで、同月十四日(月)の午前九時から午後四時まで及び同月十五日(火)の午前九時から正午までとする。

2 定時制課程

平成十七年三月十五日(火)から同月二十二日(火)の午前九時から午後四時までとする。ただし、同月十九日(土)から同月二十一日(月)を除き、同月二十二日(火)は午前九時から正午までとする。

二 選抜方法

一般入学者選抜の学力検査結果及び調査書並びに再募集に当たつての面接及び作文又は新たに行う学力検査の結果を総合して行う。ただし、定時制課程については、調査書、再募集に当たつての学力検査及び面接に基づいて行う。

三 検査期日

1 全日制課程 平成十七年三月十六日(水)

2 定時制課程 平成十七年三月二十三日(水)

四 入学許可予定者の発表

1 全日制課程 平成十七年三月十八日(金)の午前十一時

2 定時制課程 平成十七年三月二十五日(金)の午前十一時

実施要項

詳細については、別に定める平成十七年度山梨県公立高等学校等入学者選抜実施要項による。

山梨県公安委員会規則第九号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年九月九日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美 枝

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則(昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第三鯉沢警察署の部西島警察官駐在所、切石警察官駐在所及び飯富連絡所の項中「南巨摩郡中富町」を「南巨摩郡身延町」に改め、同表市川警察署の部下警察官駐在所、久那土警察官駐在所、常葉警察官駐在所及び古閑連絡所の項中「西八代郡下部町」を「南巨摩郡身延町」に改め、同表富士吉田警察署の部本栖警察官駐在所の項中「西八代郡下部町」を「南巨摩郡身延町」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年九月十三日から施行する。

山梨県公安委員会告示第六十四号

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律附則第三項に規定する市町村の区域の指定平成十六年山梨県公安委員会告示第二十七号)の一部を次のように改正し、平成十六年九月十三日から施行する。

平成十六年九月九日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美 枝

「、同郡下部町」及び「、同郡中富町」を削る。

公安委員会

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番